



# 中小企業等グロースアップ支援補助金 Q&A

1.事業概要 .....	4
Q-1 補助金の概要 .....	4
Q-2 補助金申請の留意点 .....	4
2.補助対象者について .....	5
Q-3 補助対象者とは?.....	5
Q-4 中小企業者とは? .....	6
Q-5 自社の業種はどのように判断すれば良いですか? .....	7
Q-6 法人で本社所在地が南砺市外にある場合は補助対象ですか? .....	7
Q-7 法人で、親会社と子会社がある場合、それぞれ申請はできますか? .....	7
Q-8 個人事業主で、住民票上の住所が南砺市外の場合、補助対象となりますか? .....	7
Q-9 個人事業主で、複数の事業所(店舗等)を運営しているが、事業所が南砺市内にある場合、補助対象ですか? .....	7
Q-10 個人事業主で、複数の事業所(店舗等)を運営しているが、事業所それぞれの申請はできますか? .....	7
Q-11 業種にかかわらず申請はできますか? .....	7
Q-12 南砺市税を分納中の場合は、申請できませんか? .....	8
Q-13 社会福祉法人や医療法人、一般社団・財団法人等の各種私法人、組合(農業協同組合・生活協同組合等)は補助対象となりますか? .....	8
Q-14 医師、士業は補助対象となりますか? .....	8
Q-15 定まった事業所をもたない個人事業主(いわゆるフリーランス)ですが補助対象になりますか? .....	8
Q-16 自宅兼本社・事務所・店舗等に設備を導入する場合、補助対象になりますか? .....	8
Q-17 補助金交付決定後に事業停止に陥った場合でも補助金は交付されますか?.....	9
3.補助対象経費について .....	10
Q-18 どのような設備が補助対象になりますか? .....	10
Q-19 補助対象にならない設備はどのようなものですか? .....	11
Q-20 補助対象にならない「汎用性があり、事業計画書に記載の事業以外の用途にも使用できるもの」とはなんですか?.....	12
Q-21 ソフトウェアに係る費用の例を教えてください。 .....	12
Q-22 割賦払い(分割払い・ローン等)も補助対象となりますか? .....	13
Q-23 一部対象となるの車両はどのようなものですか?.....	13
Q-24 トラックは対象ですか?.....	13
Q-25 エアコンやスポットクーラーは対象ですか?労働環境などを快適にする目的で導入したい。 .	14
Q-26 車両の運行状況をデジタルデータとして記録する装置(デジタルタコグラフ)は対象ですか?	

.....	14
Q-27 ウェブサイトの改修費は対象ですか？.....	14
Q-28 手動シャッターを自動シャッターに改修する費用は対象ですか？.....	14
Q-29 補助上限額の考え方は？ .....	14
<b>4.補助申請～実績報告（請求）について .....</b>	<b>15</b>
Q-30 補助金はどのように申請すれば良いですか？ .....	15
Q-31 申請期間はいつですか？ .....	15
Q-32 申請書はフリクションペンや鉛筆で記入しても良いですか？ .....	15
Q-33 代理申請はできますか？ .....	15
Q-34 補助金交付申請に必要な書類は？ .....	15
Q-35 設置する機器がカスタマイズされたものであり、必要提出書類の1つであるカタログがない場合はどうしたらいいですか。 .....	16
Q-36 ソフトウェアの導入の場合、⑦設備導入前（後）の現況写真とはどのようなものを提出すれば良いですか？ .....	17
Q-37 書類の提出先は？ .....	17
Q-38 市税完納証明書はどこで取得できますか？.....	17
Q-39 法人で登記上の本社は南砺市外です。この場合でも南砺市税の納税証明書が必要ですか？ ...	17
Q-40 納付すべき南砺市税に滞納がありました。どうすれば良いですか？ .....	17
Q-41 交付決定通知書が届きました。この後はどうすれば良いですか？ .....	17
Q-42 事業内容を変更する場合、変更申請等は必要ですか？ .....	18
Q-43 交付申請時から代表者（社長）が変更になりました。どうすれば良いですか？ .....	18
Q-44 実績報告兼請求時に必要な書類は？ .....	18
Q-45 領収書など、補助対象経費の支払いが完了したことを証明する書類の写しとはどのような書類を提出すれば良いですか？ .....	18
Q-46 補助対象経費の支払いは、手形やクレジットカード決済でも認められますか？ .....	19
Q-47 当座預金口座のため、通帳がありません。口座情報が確認できる書類は何を提出すれば良いですか？ .....	19
Q-48 ネットバンキングのため、通帳がありません。口座情報が確認できる書類は何を提出すれば良いですか？ .....	19
Q-49 「補助対象期間の期日までに事業完了していること」とは、どのような状態のことを言いますか？ .....	19
Q-50 補助金は請求してからどれくらいで振り込まれますか？ .....	19
Q-51 国や県などの補助金と併用できますか？ .....	19

# 1.事業概要

## Q-1 補助金の概要

中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするため、昨今の物価高騰や慢性的な人手不足といった課題を抱える中小企業等に対し、生産性向上に資する IoT 機器やロボット等の設備を導入するための経費の一部を補助するものです。

補助制度を(1)生産性向上枠と(2)賃上げ環境整備枠に分けて実施します。

補助率は共に **1/2** です。ただし、市外事業者への発注がある場合は、補助率は 1/3 です。

個人事業主の場合は申請時点で**市内に住民票を有すること**を条件とします。

### (1)生産性向上枠

補助上限額は、小規模事業者 50 万円、中小企業者（非製造業）100 万円、中小企業者（製造業）200 万円です。

ただし、市外へ発注される場合の補助上限額は小規模事業者 30 万円、中小企業者（非製造業）60 万円、中小企業者（製造業）130 万円です。

### (2)賃上げ環境整備枠

補助上限額は 300 万です。事前に先端設備等導入計画について市の認定申請をし、認定を受けることが条件です。

ただし、市外へ発注される場合の補助上限額は 200 万円となります。

**採択金額が予算の上限に達した時点で受付を終了しますので、ご注意ください。**

## Q-2 補助金申請の留意点

「2. 補助対象者について」を併せてご確認ください。

- ・個人事業主の場合は申請時点で市内に在住し、市内で事業を営んでいることが条件です。
  - ・市外事業者への発注がある場合は、補助率が 1/3 です。
  - ・【生産性向上枠】で交付決定を受けた場合、【賃上げ環境整備枠】に申し込むことはできません。
  - ・【賃上げ環境整備枠】で交付決定を受けた場合、【生産性向上枠】に申し込むことはできません。
  - ・【賃上げ環境整備枠】で申請する場合は、事前に先端設備等導入計画について市の認定を受ける必要がございます。
  - ・省エネ設備につきましては、原則として補助対象外となります。省エネ設備の更新をご検討されている場合は、「ビルドアップ支援補助金」の活用をご検討ください。
- ※グローアップ支援補助金とビルドアップ支援補助金はいずれか一方のみ申請可能です。併用できませんので、ご注意ください。**

## 2.補助対象者について

### Q-3 補助対象者とは？

○のついた条件を満たす事業者が補助対象です。申請予定の事業の列をご覧ください。

条件	生産性 向上枠	賃上げ環 境整備枠
① 中小企業者(中小企業基本法第2条に規定するもの)または個人事業主であること。	○	
② 中小企業者(中小企業等経営強化法第2条第1項に規定するもの)または個人事業主であること。		○
③ 所有または賃借している市内事業所に設備を導入すること。	○	○
④ 個人事業主の場合は申請時点で <b>市内に住民票を有すること</b> 。	○	○
⑤ 市税を滞納していないこと。	○	○
⑥ 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う者でないこと。	○	○
⑦ 暴力団等の反社会的勢力でないこと、反社会的勢力との関係を有していないこと、反社会的勢力から出資等の資金提供を受けていないこと及びこれに類すると認められないこと。	○	○
⑧ 宗教・政治団体等でないこと。	○	○
⑨ 【賃上げ環境整備枠】において交付決定を受けていないこと。	○	
⑩ 【生産性向上枠】において交付決定を受けていないこと。		○
⑪ <b>先端設備等導入計画について市の認定を受けていること。</b>		○

#### Q-4 中小企業者とは？

申請される枠によって異なります。

##### 【生産性向上枠】

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する法人であり、以下のいずれかの要件に該当するものをいいます。

業種	中小企業者（下記のいずれかを満たすこと）		小規模企業者
	資本金又は出資総額	常時雇用する従業員数	常時雇用する従業員数 （注1）
製造業、建設業、 運輸業、その他業種	3億円以下	300人以下	20人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
サービス業 ※飲食業除く ※個人事業主である 開業医を含む	5千万円以下	100人以下	5人以下
小売業 ※飲食業含む	5千万円以下	50人以下	5人以下

##### 【賃上げ環境整備枠】

中小企業等経営強化法第2条第1項の規定により以下の要件に該当するものをいいます。

業種	資本金又は出資総額	常時使用する従業員の数（注1）
製造業、建設業、運輸業、その他業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
ゴム製品造業（注2）	3億円以下	900人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス	3億円以下	300人以下

注1：常時使用する従業員とは、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」です。これには、日々雇い入れられる者、2箇月以内の期間を定めて使用される者、季節的業務に4箇月以内の期間を定めて使用される者、試みの使用期間中の者は含みません。

注2：自動車又は航空用タイヤ及びチューブ製造業ならびに工業用ベルト製造業を除きます。

#### Q-5 自社の業種はどのように判断すれば良いですか？

まずは日本標準産業分類をご参照いただき、大-中-小-細分類の中から、適切な業種を選択してください。  
なお、製造業として申請した場合でも、市が製造業でないと判断した場合は、業種の訂正を求める場合があります。

一例) パン製造小売は製造業ではなく小売業に分類します。

日本標準産業分類はこちらからご確認ください。

<https://www.e-stat.go.jp/classifications/terms/10>

#### Q-6 法人で本社所在地が南砺市外にある場合は補助対象ですか？

事業所が南砺市内にあり、南砺市内にある事業所に設備を導入する場合は補助対象です。

#### Q-7 法人で、親会社と子会社がある場合、それぞれ申請はできますか？

親会社と子会社を別々に登記している場合は、法的に別人格とみなすため、それぞれで申請可能です。  
ただし、それぞれの法人の事業所が南砺市内に置かれていることが条件となります。

#### Q-8 個人事業主で、住民票上の住所が南砺市外の場合、補助対象となりますか？

個人事業主の場合は申請時点で市内に住民票を有することが補助条件のため、補助対象外です。

#### Q-9 個人事業主で、複数の事業所（店舗等）を運営しているが、事業所が南砺市内にある場合、補助対象ですか？

申請時点で市内に住民票を有し南砺市内にある事業所に設備を導入する場合は補助対象です。  
南砺市以外の事業所に設備を導入する場合は補助対象外です。

#### Q-10 個人事業主で、複数の事業所（店舗等）を運営しているが、事業所それぞれでの申請はできますか？

申請は、1事業者につき一度限りです。事業所ごとの個別申請はできません。

#### Q-11 業種にかかわらず申請はできますか？

本制度は業種を問わず申請可能です。

ただし、下記に該当する事業者は補助対象外となります。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号及び第5号の営業を該当するもの。
- ② 暴力団等の反社会的勢力、反社会的勢力との関係を有し、反社会的勢力から出資等の資金提供を受けまたはこれに類すると認められるもの。
- ③ 宗教・政治団体等
- ④ 納付すべき南砺市税を滞納している場合

#### Q-12 南砺市税を分納中の場合は、申請できませんか？

分納計画における納期到来分を納付されている場合は、申請可能です。

#### Q-13 社会福祉法人や医療法人、一般社団・財団法人等の各種私法人、組合（農業協同組合・生活協同組合等）は補助対象となりますか？

上記の法人等は中小企業基本法に基づく中小企業者には該当しませんので、補助対象外となります。ただし、伝統的工芸品産業（五箇山和紙、井波彫刻）に従事する団体は補助対象となります。

#### Q-14 医師、士業は補助対象となりますか？

確定申告において事業収入として計上しており、Q-4やQ-5に掲げる補助対象条件を満たす場合は、補助対象となります。

一方、給与収入等で計上している場合は、個人事業主ではなく、勤務先との雇用関係があるとみなすため、補助対象外となります。

また、各士業法人は、Q-11に掲げる条件に該当し補助対象外となる場合を除き、条件を満たす場合は補助対象となります。

#### Q-15 定まった事業所をもたない個人事業主（いわゆるフリーランス）ですが補助対象になりますか？

設備等を導入する事業所が特定できないため、補助対象外です。

#### Q-16 自宅兼本社・事務所・店舗等に設備を導入する場合、補助対象になりますか？

当該建屋のうち、事業用途に供する部分に導入する場合に限り補助対象となります。

具体的には事務所部分や店舗部分への設備導入のみが補助対象となります。居室部分（リビングやダイニング、寝室、風呂、洗面所、トイレ等）への導入は補助対象外です。

なお、提出された補助金交付申請書類で、事業用部分と居室部分が明確に区分されていることが確認できない場合、設置図面や建屋や室内全体の現況写真など追加での書類提出を求められることがあります。

Q-17 補助金交付決定後に事業停止に陥った場合でも補助金は交付されますか？

補助金の交付決定を受けた後に、補助金の交付を受ける前に事業の廃止や申請者が廃業に至った場合、その交付決定は取消します。

### 3.補助対象経費について

#### Q-18 どのような設備が補助対象になりますか？

申請される枠によって異なります。

##### 【生産性向上枠】

昨今の物価高騰や慢性的な人手不足といった経営課題の解消を目的に導入する、次の設備またはソフトウェア等が補助対象となります。ただし、いずれも領収書等、導入に係る費用の確認ができる書類を提出してください。

##### (1)調理工程、サービス提供方法の改善に資する設備

オーブン、食器洗浄機、自動調理器、真空包装機 など

##### (2)製造工程の改善に資する設備

NC 工作機械、マシニングセンタ、ロボット、溶接機 など

##### (3)検査工程の改善に資する設備

自動検査装置、光学・精密測定器 など

##### (4)注文・会計業務の効率化に資する設備

自動精算機、キャッシュレス機能付き券売機 など

##### (5)運送・物流の効率化に資する設備

フォークリフト等の補助事業専用を使用する特殊自動車、ハンドパレット など

##### (6)品質の向上、リードタイム短縮に資する設備

業務用印刷機、業務用スキャナー など

##### (7)ソフトウェアに関するもの

生産管理システム、予約管理システム、作業工程管理システム、受発注システム、物流管理システムなど

##### (8)その他

機器設備やソフトウェアの導入に係る設置費、配送費、工事費、付属設備の改修費、セッティング費等更新に伴う既存設備等の撤去・廃棄に係る経費（リサイクル料も含む。）

##### 【賃上げ環境整備枠】

中小企業等経営強化法第52条第1項に規定する先端設備等導入計画に基づき導入される先端設備等が対象です。ただし、リース契約は所有権移転ファイナンスリースに限ります。加えてリース又は割賦販売契約に基づく設備等については、交付決定日から令和9年2月2日までに支払が完了するリース料金（固定資産税相当額を除く。）又は割賦金とします。

また、機器設備やソフトウェアの導入に係る設置費、配送費、工事費、付属設備の改修費、セッティング費等、更新に伴う既存設備等の撤去・廃棄に係る経費（リサイクル料も含む。）も補助対象となります。

## Q-19 補助対象にならない設備はどのようなものですか？

申請される枠によって異なります。

### 【生産性向上枠】

次のいずれかに該当するものは補助対象外となります。＝

- ① 設備を導入する場所及び用途が居住用と事業用との区別ができないもの。ただし、1階が店舗で2階が自宅など明確に区分できる場合に限り可とする。
- ② 汎用性があり、事業計画書に記載の事業以外の用途にも使用できるもの（パソコン、スマートフォン、タブレット等）。
- ③ 不動産の取得に係る費用。
- ④ 家賃や仲介手数料等の物件の賃貸に係る費用。
- ⑤ 水道光熱費や電話代、インターネット利用料費（クラウドサービス利用費に含まれる附帯費用は可とする）。
- ⑥ 自動車等車両（付属部品費、修理費、車検費等含む）。  
ただし、事業用と判断できかつ「償却資産の分類」で機械及び装置に分類される土木建設機械（ブルドーザー、パワーショベル等）や車両及び運搬具に分類される運搬用機械（フォークリフト等）や、特殊用途自動車（キッチンカー等）は可とする。
- ⑦ 商品券や各種会員権、収入印紙代。
- ⑧ 券売機のうち、新紙幣・貨幣対応を目的とするもの。
- ⑨ 事務用品等の消耗品代、新聞図書費。
- ⑩ 省エネ設備（空調、照明、太陽光発電設備、蓄電池、換気設備、給湯設備、熱電併給システム等）。  
ただし、直接的に生産性向上に資する設備は可とする。
- ⑪ 飲食代等の接待費用。
- ⑫ 振込手数料、公租公課（消費税、固定資産税等）、各種保険料。
- ⑬ 借入金などの支払利息及び遅延損害金。
- ⑭ 中古品又はリース取引・割賦契約により取得したもの。
- ⑮ 同一代表者・役員が含まれている事業者、資本関係がある事業者への支払い（同一代表者・役員が含まれている事業者、資本関係がある事業者、親族等が経営する企業を相見積もり先とすることも不可）。
- ⑯ 補助対象事業の実施に係る自社の人件費。

※その他、上記に記載のないものや、Q-18に記載のある設備等であっても、メーカー希望販売価格から大きな乖離がある場合は金額の妥当性に説明を求める場合があります。また、事業目的・内容が不明瞭であることや、省力化や生産性向上を客観的な数値等で示すことができない場合等、審査の結果、補助対象外とする場合があります。

### 【賃上げ環境整備枠】

次のいずれかに該当するものは補助対象外となります。

- ① 生産、販売活動等の用に直接供されないもの。
- ② 中古資産であるもの。(最新モデルである必要はありません)
- ③ 年平均の投資利益率が5%未満となることが見込まれるもの。
- ④ 振込手数料、公租公課(消費税、固定資産税等)、各種保険料。
- ⑤ 借入金などの支払利息及び遅延損害金。
- ⑥ 同一代表者・役員が含まれている事業者、資本関係がある事業者への支払い(同一代表者・役員が含まれている事業者、資本関係がある事業者、親族等が経営する企業を相見積もり先とすることも不可)。
- ⑦ 補助対象事業の実施に係る自社の人件費。

### Q-20 補助対象にならない「汎用性があり、事業計画書に記載の事業以外の用途にも使用できるもの」とはなんですか？

モニターやPOSレジ導入のためのタブレット等が「汎用性があり、事業計画書に記載の事業以外の用途にも使用できるもの」該当するため、補助対象外です。

### Q-21 ソフトウェアに係る費用の例を教えてください。

以下に2つの例を紹介します。

#### 【例1：ソフトウェアとパソコンをセットで導入する場合】

原則として、ソフトウェアに係る費用のみが補助対象です。\*そのため、ソフトウェア代とパソコン代が明確に区分された見積書等の提出が必須となります。「セット価格」のように、それぞれの価格が区分されていない場合は、ソフトウェアを含めすべて補助対象外となります。

#### 【例2：飲食店予約プラットフォームや配達プラットフォームなどを新たに導入する場合】

これらの利用料はソフトウェアの一種とみなし、補助対象となります。ただし、定額制の年額・月額払いサービス利用料のみが補助対象です。従量料金制のサービス利用料(例：利用人数×〇円など)は、交付申請時に見積書等の提出が困難(利用人数が実績ベースとなるため)であることから、補助対象外です。

また、定額制のサービス利用料においても、補助対象期間内(交付決定日から令和9年2月2日まで)の利用分のみが補助対象です。年額払いの場合、補助対象期間分を按分し、対象月相当額のみが補助対象となります。

## Q-22 割賦払い（分割払い・ローン等）も補助対象となりますか？

申請される枠によって異なります。

### 【生産性向上枠】

今回の補助金については補助対象外です。

### 【賃上げ環境整備枠】

補助対象です。

ただし対象は、**交付決定日から令和9年2月2日までに支払が完了するリース料金**（固定資産税相当額を除く。）又は割賦金となります。

## Q-23 一部対象となるの車両はどのようなものですか？

事業専用にしか使用できないものと判断できることを前提とします。「償却資産の分類」で**機械及び装置**に分類されるブルドーザー・パワーショベルや、**車両及び運搬具**に分類されるフォークリフト（大型特殊自動車）、キッチンカー（特殊用途自動車）等は対象となります。

資産の種類ごとの主な償却資産

資産の種類		主な償却資産の内容
第2種	機械及び装置	人又は物の運搬を目的とせず、作業場において作業することを目的とするもの。 ブルドーザー・パワーショベル等の建設機械に該当する大型特殊自動車（ナンバープレートの分類番号が「0」、「00～09」、「000～099」、「00A～09Z」、「0A0～0Z9」及び「0AA～0ZZ」）
第5種	車両及び運搬具	フォークリフト等の大型特殊自動車（ナンバープレートの分類番号が「9」、「90～99」、「900～999」、「90A～99Z」、「9A0～9Z9」及び「9AA～9ZZ」）及び農耕作業用の自動車で最高時速が毎時35km以上のもの並びにキッチンカー等の特殊用途自動車等（ナンバープレートの分類番号が「8」、「80～89」、「800～879」、「80A～89Z」、「8A0～8Z9」及び「8AA～8ZZ」）。 ただし、自動車税・軽自動車税の対象になる乗用車、トラック等は除きます。

## Q-24 トラックは対象ですか？

Q-23の理由により、対象外です。

**Q-25 エアコンやスポットクーラーは対象ですか？労働環境などを快適にする目的で導入したい。**

生産性の向上に直接結びつくとは判断できないため対象外となります。

**Q-26 車両の運行状況をデジタルデータとして記録する装置（デジタルタコグラフ）は対象ですか？**

初期投資にかかる経費のみ対象となります。

更新費や維持管理費用については、対象外となります。

**Q-27 ウェブサイトの改修費は対象ですか？**

ウェブサイトの改修により、売上拡大や生産性の向上が見込まれる場合は対象となります。

更新費等は対象外となります。

**Q-28 手動シャッターを自動シャッターに改修する費用は対象ですか？**

生産性の向上に直接結びつくとは判断できないため対象外となります。

**Q-29 補助上限額の考え方は？**

申請される枠によって異なります。

**【生産性向上枠】**

導入する設備の事業部門により補助上限額を判断します。

例えば、パンを製造販売する事業者（製造業と小売業）で、自社の工場と店舗がある場合、小規模事業者であれば50万円、中小企業者において導入する設備が店舗で使用するなら100万円、工場で使用するなら200万円が補助の上限額となります。

ただし、市外へ発注される場合の補助上限額は小規模事業者30万円、中小企業者（非製造業）60万円、中小企業者（製造業）130万円となります。

**【賃上げ環境整備枠】**

300万円が補助の上限額となります。

ただし、市外へ発注される場合の補助上限額は200万円となります。

## 4. 補助申請～実績報告（請求）について

### Q-30 補助金はどのように申請すれば良いですか？

申請期限までに、補助金交付申請に必要な書類を添えて、商工企業立地課窓口まで提出してください。なお、補助金交付申請は、必ず事業に着手（設備等の発注・購入及び設置等）する前に行ってください。市から交付決定通知を受ける前に事業に着手した場合は補助対象外になりますので十分に注意してください。

### Q-31 申請期間はいつですか？

- ・【生産性向上枠】は 令和 8 年 6 月 18 日 から順次受付を開始し、予算上限に達した時点で受け付けを終了します。
- ・【賃上げ環境整備枠】は 令和 8 年 6 月 18 日 から順次受付を開始し、予算上限に達した時点で受け付けを終了します。

### Q-32 申請書はフリクションペンや鉛筆で記入しても良いですか？

フリクションペンや鉛筆での申請書記入は不可です。必ず消えないボールペンで記入してください。なお、フリクションペンや鉛筆で記入された場合は、再度ボールペンにて記入した申請書を提出いただきますのでご注意ください。

### Q-33 代理申請はできますか？

原則として不可です。申請者ご本人（法人の場合は代表者（社長）又は担当者）が書類を記入し提出してください。

### Q-34 補助金交付申請に必要な書類は？

申請される枠によって異なります。

#### 【生産性向上枠】提出書類

- ① 交付申請書（第1号様式）
- ② 事業計画書
- ③ 見積書（型番、工事費内訳、購入店舗所在地の記載があるもの）
- ④ 商品パンフレット（商品の写真又は絵、型番の記載があるもの）
- ⑤ 導入設備を設置する場所がわかる書類（平面図等）
- ⑥ 導入設備等設置前の写真（導入前であることが明らかであるもの）

- ⑦ 常時雇用する従業員の名簿（任意様式）
- ⑧ 申請日前3箇月以内に発行された法人登記事項証明書の写し（法人の場合）又は直近の確定申告書の写し（個人事業主の場合）
- ⑨ 市税完納証明書（申請日前3箇月以内に発行されたもの）

発行申請場所：各市民センター

法人の場合           ：申請書に**社印の押印**が必要です。

申請にお越しになる方の本人確認書類をお持ちください。

個人事業主の場合：完納証明書の様式を市公式ホームページに掲載していますので、ダウンロードして住所と氏名を記載し申請してください。併せて本人確認書類をお持ちください。

#### 【賃上げ環境整備枠】提出書類

- ① 交付申請書（第1号様式）
- ② 見積書（型番、工事費内訳、購入店舗所在地の記載があるもの）
- ③ 商品パンフレット（商品の写真又は絵、型番の記載があるもの）
- ④ 先端設備等導入計画提出書類の写し
- ⑤ 認定通知書の写し
- ⑥ 導入設備等設置前の写真（導入前であることが明らかであるもの）
- ⑦ 市税完納証明書（申請日前3箇月以内に発行されたもの）

発行申請場所：各市民センター

法人の場合           ：申請書に**社印の押印**が必要です。

申請にお越しになる方の本人確認書類をお持ちください。

個人事業主の場合：完納証明書の様式を市公式ホームページに掲載していますので、ダウンロードして住所と氏名を記載し申請してください。併せて本人確認書類をお持ちください。

税務署や県税事務所で取得できる納税証明書は対象外となりますので、必ず南砺市市民センター窓口で取得してください。

※上記書類のみで補助対象要件の充足性が判断できない場合は、追加での書類提出をお願いすることがあります。

**Q-35 設置する機器がカスタマイズされたものであり、必要提出書類の1つであるカタログがない場合はどうしたらいいですか。**

カタログ以外でも、機器等の図面や簡易的なイメージ図等性能や外観を判断することができ、カタログの代替となるものを提出してください。

**Q-36 ソフトウェアの導入の場合、⑦設備導入前（後）の現況写真とはどのようなものを提出すれば良いですか？**

（導入前）パソコン内のすべてのアプリケーションが確認できるもの（スクリーンショット画面等）を提出してください。

（導入後）同様にすべてのアプリケーションが確認でき、その中に導入したソフトウェアが含まれていることが確認できるものを提出してください。

**Q-37 書類の提出先は？**

【提出先】 南砺市 商工企業立地課 商工振興係

〒939-1692 富山県南砺市荒木 1550 番地 南砺市役所 別館 2 階

上記の窓口（平日 9 時～16 時）に持参にて提出してください。

郵送または各市民センターへの提出された場合は、受付までに時間を要する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※メール、ファックスでの提出は受け付けていません。

**Q-38 市税完納証明書はどこで取得できますか？**

Q-34 【生産性向上枠】提出書類⑨又は【賃上げ環境整備枠】提出書類⑦をご参照ください。

**Q-39 法人で登記上の本社は南砺市外です。この場合でも南砺市税の納税証明書が必要ですか？**

登記上の本社が南砺市外の場合であっても、市内に事業所が立地する場合は法人市民税及び事業所税が課税されるほか、土地建物の所有がある場合は固定資産税、軽自動車の所有がある場合は軽自動車税がそれぞれ課税されます。これら税目の滞納がないことの証明書の提出が必要です。

**Q-40 納付すべき南砺市税に滞納がありました。どうすれば良いですか？**

お手元に該当市税の納付書がある場合は、当該納付書にてお支払いください。納付書がお手元にない場合や、税務課（0763-23-2005）までご連絡いただき、納付書の再発行手続きなどを行ってください。

**Q-41 交付決定通知書が届きました。この後はどうすれば良いですか？**

機器設備やソフトウェアの導入（発注や設置工事等）の着手及び導入完了後の支払い手続きを進めてください。

なお、交付決定通知書が届く前に着手した場合、補助の対象となりませんので十分にご注意ください。

(発注書や納品書、請求書等の書類は必ず交付決定通知書の日付よりも後日となっていることが必要です。なお、必要に応じて各種書類の確認をさせていただくことがあります。)

#### Q-4 2 事業内容を変更する場合、変更申請等は必要ですか？

以下の内容で、事業内容を変更することが見込まれる場合、変更の届出を行ってください。ただし、補助金額の増額はできません。

- (1) 補助対象経費の20%を超えて変更しようとするとき
- (2) 対象品目の内容、経費の配分に係る事項の変更

#### Q-4 3 交付申請時から代表者（社長）が変更になりました。どうすれば良いですか？

履歴事項全部証明書の写しなど、代表者が変更になったことが確認できる書類を提出してください。

#### Q-4 4 実績報告兼請求時に必要な書類は？

下記の提出書類を郵送もしくは持参してください。

##### 【提出書類】

- ① 実績報告書兼請求書（第5号様式）
- ② 請求書（型番、工事費内訳、購入店舗所在地の記載があるもの）
- ③ 支払の根拠となる書類（領収書やレシート等）  
※口座振替・インターネットバンキングを利用の場合、依頼書及び引き落としが確認できる書類（通帳コピーなど）を添付してください。  
※クレジット払いの場合、領収書等、カード利用明細書及び引き落としが確認できる書類（通帳コピーなど）を添付してください。
- ④ 製造業者（メーカー）が発行する保証書の写し（型番や製造番号が分かるもの）
- ⑤ 導入設備を設置した写真及び導入設備の型番等が記載された箇所を写した写真（導入後であることが明らかであるもの）
- ⑥ 振込先金融機関口座確認書類（通帳の口座名義がカナで印字されているページの写し）
- ⑦ その他市長が必要と認める書類

※上記書類のみで補助対象要件の充足性が判断できない場合は、追加での書類提出をお願いすることがあります。

#### Q-4 5 領収書など、補助対象経費の支払いが完了したことを証明する書類の写しとはどのような書類を提出すれば良いですか？

Q-4 4 【提出書類】 ③ をご参照ください。

#### Q-46 補助対象経費の支払いは、手形やクレジットカード決済でも認められますか？

当該手法での決済は可能です。ただし、実際に相手方に着金された（手形）又は自身（自社）の口座から当該費用が引き落とされた（クレジットカード）時点で支払いが完了したと認めます。令和9年2月2日（火）までに完了しているか確認してください。

なお、補助対象期間内に当該決済を行っていても、同期間内に相手方への着金や自身（自社）の口座からの引き落としが令和9年2月2日（火）までになされていない場合は、補助対象外となります。

#### Q-47 当座預金口座のため、通帳がありません。口座情報が確認できる書類は何を提出すれば良いですか？

補助金の支払には、振込先となる金融機関名、支店名、口座種別、口座カナ名義、口座番号の確認が必要になるため、金融機関が発行する、当座勘定照合表、残高証明書、口座証明書、当座預金入金帳等の写しを提出してください。

#### Q-48 ネットバンキングのため、通帳がありません。口座情報が確認できる書類は何を提出すれば良いですか？

金融機関名、支店名、口座カナ名義、口座種別、口座番号が確認できる画面のスクリーンショットなどを印刷して提出してください。

#### Q-49 「補助対象期間の期日までに事業完了していること」とは、どのような状態のことを言いますか？

補助対象期間内（令和9年2月2日まで）に、設備等の発注（契約）、納品（工事等の完了）、代金の支払い（領収書等の受領）までが完了しており、かつ南砺市に対して実績報告書兼請求書及びそれに付随する書類の提出までのすべての事務手続きが終了している状態のことを言います。

#### Q-50 補助金は請求してからどれくらいで振り込まれますか？

市が実績報告書兼請求書を受理してから1箇月程度で指定された口座に振り込みます。ただし、書類に不備があった場合などは、補助金振り込みまで1箇月以上の相応の期間を要することがあります。実績報告書兼請求書及びそれに付随する書類を提出されるときは、内容に不備等がないか、今一度ご確認をお願いします。

#### Q-51 国や県などの補助金と併用できますか？

同じ経費に対して、複数の補助金を重複して受け取ることはできません。

併用する場合は、経費を分けていただき、その内訳が分かるように申請書に記載してください。